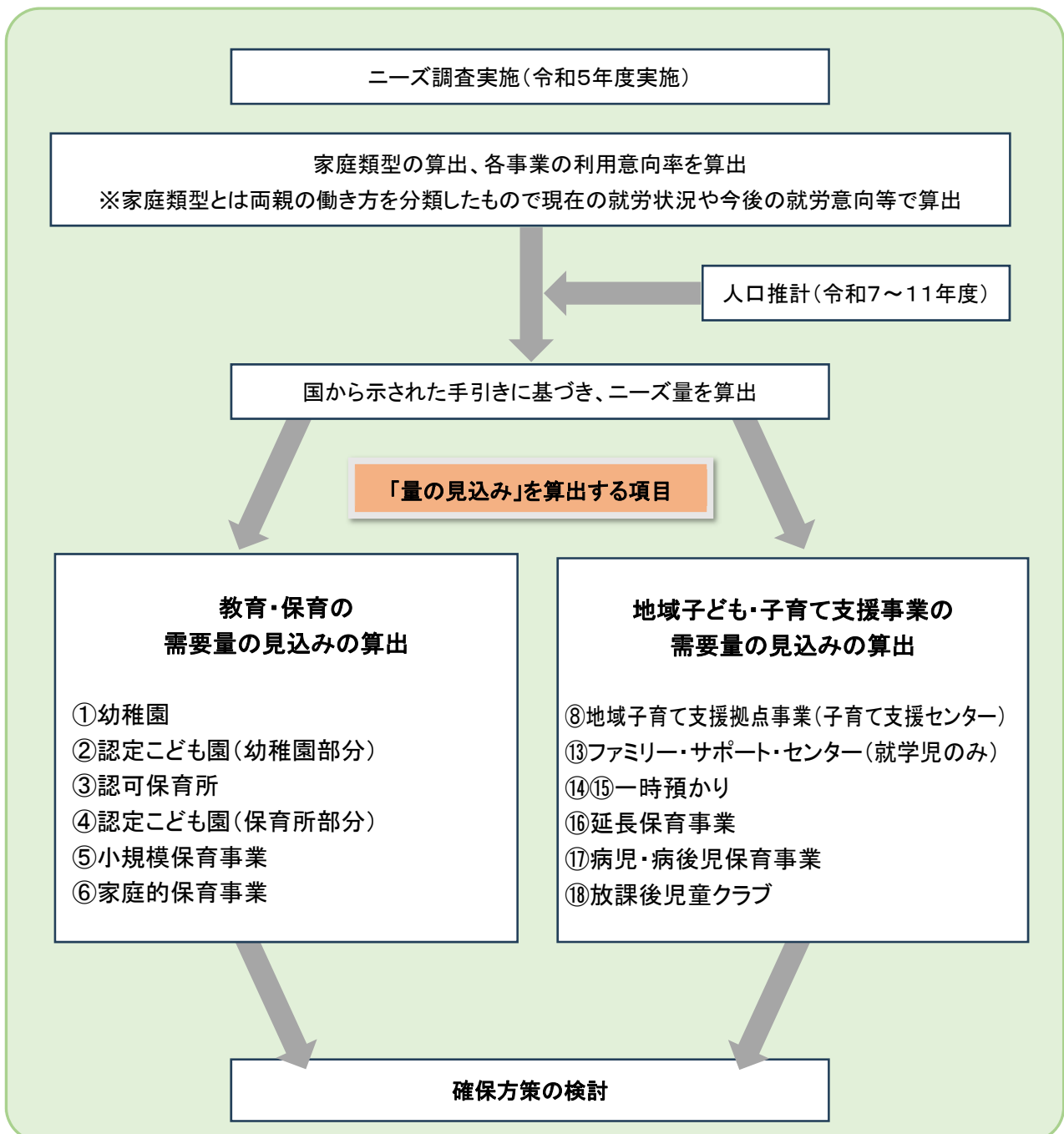


量の見込みの算出について

1 教育・保育事業等のニーズ量の算出（調査結果をベースにしたもの）

(1) ニーズ量の算出の流れ

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業（該当事業のみ）のニーズ量は、令和5年度に実施したニーズ調査結果を基礎データとしており、国が算出方法を示している「量の見込みの算出等のための手引き」に準じて算出をしています。



具体的な「量の見込み」の手順について

「量の見込み」を算出する事業ごとにニーズ調査結果から「潜在家庭類型」や「利用意向率」を算出し、推計児童数を掛け合わせることでニーズ量を算出します。

① 基本となる家庭類型の分類

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプ別に分類します。
タイプA～Fの8つの家庭類型があります。



② 潜在家庭類型の分類

①の「家庭類型」に対して、両親の今後の就労意向を反映させて「潜在家庭類型」としてタイプ別に分類します。

- ・ 母親のパートタイムからフルタイムへの転換希望
- ・ 就労していない母親の就労希望 など



③ 事業別の潜在家庭類型（割合）の算出と推計児童数の算出

事業別に潜在家庭類型のタイプと対象児童の年齢が決まっているので、事業別の「潜在家庭類型」の割合と、人口ビジョンの将来人口推計から各年度の「推計児童数」を算出します。

事業に応じて、対象となる家庭類型が決まっています。たとえば、児童クラブは保育を必要とする家庭に限定されます。



④ 事業別の対象となる児童数の算出

③で算出した「潜在家庭類型」の割合と「推計児童数」を掛け合わせることで、各事業の対象となる「家庭類型別児童数」を算出します。



⑤ 利用意向率の算出

事業別に、該当する設問の回答者数を利用希望者数で割り、潜在家庭類型別の利用意向率を算出します。



⑥ ニーズ量の算出

事業別に、④で算出した「家庭類型別児童数」に⑤の「利用意向率」を掛け合わせて、ニーズ量を算出します。

上記①から⑥の手順によりニーズ量を算出し推計値(ニーズ)としています。この推計値を踏まえつつ、第2期計画期間の実績等も考慮しながら、より実態に即した「量の見込み」や「確保方策」を検討します。

(2) 全国共通でニーズ調査結果から量の見込みを算出する項目

I 教育・保育事業			
	支給認定基準※	認定区分	対象年齢
1	1号	教育標準時間認定(認定こども園・幼稚園)	3～5歳
2	2号	保育認定①(認定こども園・幼稚園) ※共働きであるが幼稚園利用のみの家庭	3～5歳
	2号	保育認定②(認定こども園・保育所)	3～5歳
3	3号	保育認定③(保育所・認定こども園+地域型保育)	0歳、1、2歳

※支給認定基準について

- ・ 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

II 地域子ども・子育て支援事業		
	事業名	対象年齢
1	時間外保育（延長保育）	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
3	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	0～5歳(対象18歳まで)
4	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	0～2歳
5	一時預かり事業 ・ 幼稚園型 ・ 幼稚園型以外	3～5歳 0～5歳
6	病児・病後児保育事業	0～5歳、1～6年生
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0～5歳 1～3年生、4～6年生

2 ニーズ調査結果を活用した家庭類型の算出

ニーズ調査結果より、①保護者の配偶状況（ひとり親かどうか）、②就労状況（夫婦の働き方の組み合わせ）によって、タイプAからタイプFまでの8パターンの“現在”家庭類型を算出します。さらに、母親について、無職だがフルタイムまたはパートタイムで就労したい、現在のパートタイムからフルタイムへ移行したい、などの意向により、近い将来の“潜在”家庭類型を算出します。

タイプ	就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上または月 64 時間～月 120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月 64 時間未満または月 64 時間～月 120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(ともに月 120 時間以上または月 64 時間～月 120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが月 64 時間未満または月 64 時間～月 120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

※月 64 時間：各自治体において 48 時間～64 時間の間で設定する「保育の必要性」の認定区分に関する保護者の月間就労時間。

■父親・母親の就労形態によるタイプの分類図

		母親		父親			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		
				120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC		タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE			タイプD
	120時間未満 64時間以上			タイプE'			
	64時間未満	タイプC'					
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

※「タイプB」、「タイプC」、「タイプE」、さらに、ひとり家庭の「タイプA」が2号認定（3歳以上）と3号認定（3歳未満）に分類されます。

※それ以外は1号認定となります（3歳以上のみ）。

3 人口推計について

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等の手引き」（平成 26 年 1 月）において各年の各歳別の児童人口の推計を行うにあたっては、「地域行動計画策定の手引き」（平成 15 年 8 月 次世代育成支援対策前期行動計画策定時）を参照することとされています。

【地域行動計画策定の手引き(抜粋)】の概要-----

(1)人口推計の目的と留意点

行動計画は、計画期間における将来人口の推計が必要。人口推計においては、以下の点に留意。

・人口推計の期間および時点

将来人口は、計画期間の各年度の値を推計。学齢基準日である 4 月 1 日時点での将来人口を推計することが望ましい。

・推計する人口の年齢区分

計画では児童を年齢別に対象とする事業が多く扱われることに鑑み、少なくとも 0～11 歳（小学生以下）、できれば 0～17 歳（児童福祉法が定義する「児童」）については、各年齢別かつ男女別に将来人口を推計。（～中略～）総人口に占める児童人口の比率などを計算する場合に備え、全年齢層について男女別の将来人口を推計することが望ましい。

(2)推計に使用する実績人口データ

人口推計は、住民基本台帳もしくは国勢調査のいずれかの人口データに基づいて行う。それぞれ以下のような特徴があり、これらを比較検討して使用するデータを定める。

・住民基本台帳

毎月ないし年数回の時点（通常は月初又は月末）における人口データを採ることができる。そのため、直近のデータが使用可能で、かつ推計時点として望ましい 4 月 1 日時点の実績を使用して推計を行うことができる。また、外国人人口が含まれていないため、外国人登録のデータを併せて利用することが望ましい。住民基本台帳のデータと外国人登録のデータを合算する場合、原則として時点や年齢区分を同じくしなければならない。

・国勢調査

国勢調査の人口データは、全市町村で各年齢別に整理されており、また外国人人口も含んでいる。ただし、調査頻度が 5 年に 1 回のため、5 年おきの 10 月 1 日時点のデータしか存在しない。近年の調査は平成 17 年と 22 年であり、今回の人口推計で国勢調査のデータを用いる場合は、主にこの 2 ヶ年のデータを使用することになる。

(3) 人口推計の方法

今回の推計で推奨される方法としては、「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類。「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。

・コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

・コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホートについて、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があったか、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合、この方法を用いることが推奨される。

今回の量の見込みについては、令和6年度に改訂する「寒川町人口ビジョン」を用いて算出しています。なお、「寒川町人口ビジョン」の推計は、コーホート要因法で行っています。

4 人口推計（令和7年～11年の推計）

人口ビジョンによる推計は以下の通りです。

（1）実績人口及び将来人口推計

【2024年までの実績値】(各年4月1日現在)

単位:上段・人, 下段・%

区分	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口 (0-14歳)	6,299 12.92%	6,270 12.80%	6,235 12.71%	6,148 12.53%	6,081 12.39%
生産年齢人口 (15-64歳)	29,189 59.88%	29,308 59.85%	29,323 59.78%	29,462 60.03%	29,440 60.01%
老年人口 (65歳以上)	13,255 27.19%	13,395 27.35%	13,495 27.51%	13,467 27.44%	13,540 27.60%
総人口	48,743 100.0%	48,973 100.0%	49,053 100.0%	49,077 100.0%	49,061 100.0%

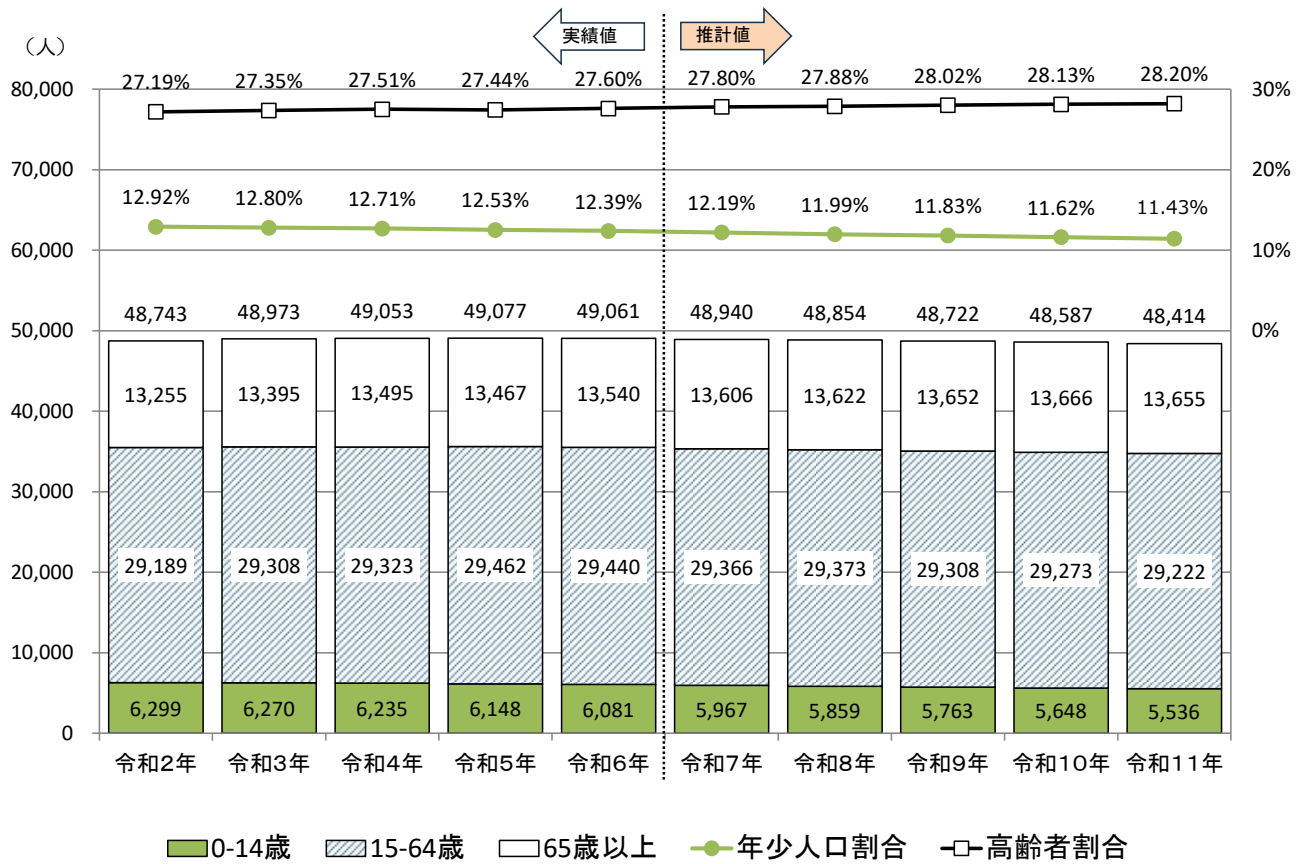
【2025年以降の推計値】(各年4月1日現在)

単位:上段・人, 下段・%

区分	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0-14歳)	5,967 12.19%	5,859 11.99%	5,763 11.83%	5,648 11.62%	5,536 11.43%
生産年齢人口 (15-64歳)	29,366 60.00%	29,373 60.12%	29,308 60.15%	29,273 60.25%	29,222 60.36%
老年人口 (65歳以上)	13,606 27.80%	13,622 27.88%	13,652 28.02%	13,666 28.13%	13,655 28.20%
総人口	48,940 100.0%	48,854 100.0%	48,722 100.0%	48,587 100.0%	48,414 100.0%

*上記表中の令和7年から令和11年までの年少人口(0-14歳)の数値は、端数処理をしていないデータを使用しているため、8ページの表中の数値を合算したものとは一致しません。

【実績人口及び将来人口推計（グラフ）】



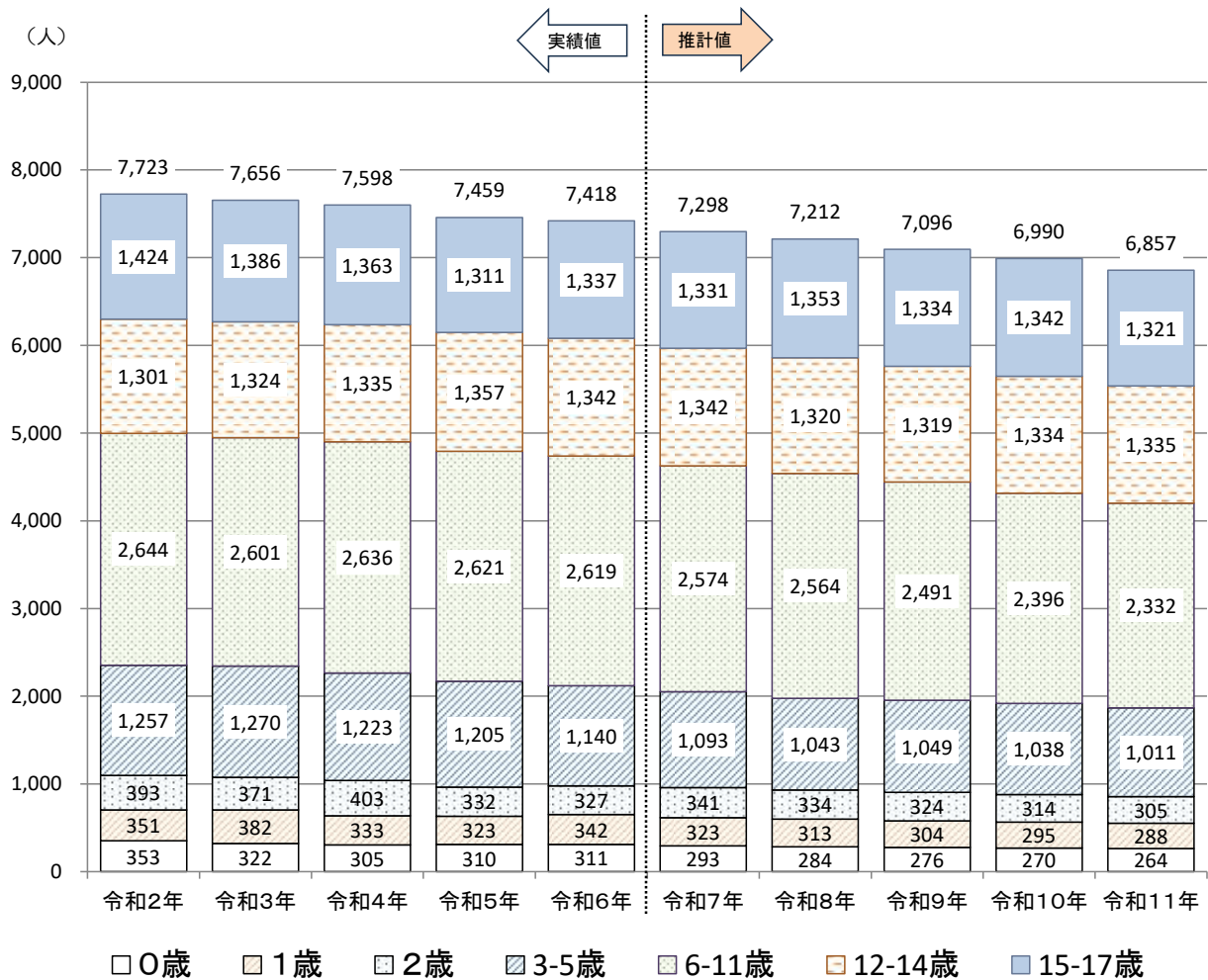
*上記グラフの令和7年から令和11年までの数値は、端数処理をしていないデータを使用しているため、8ページの表中の数値を合算したものと一致しません。

(2) 計画期間における年齢各歳別人口推計

年 年齢	実績値					推計値				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	353	322	305	310	311	293	284	276	270	264
1歳	351	382	333	323	342	323	313	304	295	288
2歳	393	371	403	332	327	341	334	324	314	305
3歳	411	406	383	399	346	343	350	343	333	322
4歳	432	425	420	389	403	343	349	355	349	338
5歳	414	439	420	417	391	407	345	350	357	350
6歳	426	427	453	428	418	395	415	350	357	363
7歳	436	424	431	452	430	425	397	418	352	359
8歳	435	437	428	430	457	432	428	400	420	354
9歳	449	427	441	432	430	456	433	430	401	422
10歳	440	450	430	445	436	432	458	435	431	403
11歳	458	436	453	434	448	434	433	459	436	432
12歳	432	458	441	458	440	447	435	434	461	437
13歳	429	432	457	441	459	435	448	436	435	462
14歳	440	434	437	458	443	460	437	449	438	436
15歳	482	438	433	439	459	439	458	436	448	436
16歳	456	488	438	430	441	455	439	458	435	448
17歳	486	460	492	442	437	437	455	440	458	436

*表中の令和7年から令和11年までの各年齢の推計値は、端数処理をしているため、上記表中の数値を合算したものと6ページの「年少人口(0-14歳)」、7ページ「0-14歳」の数値、9ページの令和7年から令和11年までの推計値とは一致しません。

【計画期間における年齢各歳別人口推計（グラフ）】



*上記グラフの令和7年から令和11年までの推計値は、端数処理をしていないデータを使用しているため、8ページの表中の数値を合算したものとは一致しません。

5 各事業の概要

(1) 地域子ども・子育て支援事業（ニーズ調査結果からの算定対象事業）

① 延長保育事業

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業（保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施）

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑥ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑦ 病児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業（ニーズ調査結果からの算定対象外）

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

② 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

③ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行う事業

④ 妊産婦健診事業

市町村が必要に応じて、妊婦に対して健康診査を行う事業

⑤ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

対象家庭を訪問し、家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）、育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）を行う事業

⑥ 児童育成支援拠点事業【新規】

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業

⑦ 親子関係形成支援事業【新規】

当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業